

建設業新分野進出支援補助金の募集について

(追加募集)

募集期間：平成23年7月1日（金）～8月5日（金）

福井県では、公共工事等の建設投資の大幅な減少により、厳しい経営環境にある県内建設業者の新たな事業分野への進出を促進するため、新分野事業を開始するための初期投資や販路開拓などに要する経費の一部を助成する「建設業新分野進出支援補助金」を公募します。

経営環境の変化に対応して、新たな事業分野に進出する県内建設業者からの積極的な応募をお待ちしています。

<補助金の概要>

○建設業新分野進出支援補助金

種類	新分野事業立上げ支援分	新分野事業定着支援分
対象者	これから新分野事業を開始する県内中小建設業者	新分野事業を開始してから5年以内の県内中小建設業者
対象事業	新分野事業を開始するための次の事業 1. 市場動向等調査事業 2. 初期設備導入事業 3. 新商品・新技術・新役務開発事業 4. 販路開拓事業 5. 人材育成事業	新分野事業の収益力を向上させるための次の事業 1. 事業拡張のための設備導入事業 2. 新商品・新技術・新役務開発事業 3. 販路開拓事業 4. 人材育成事業
事業期間	交付決定日から平成24年3月31日まで	
補助率	1/2以内	1/2以内
補助限度額	500万円/件	200万円/件

※詳細については、下記ホームページをご覧ください。

お問合せ・応募先

福井県産業労働部 産業政策課 新事業支援グループ
[TEL]0776-20-0366 [FAX]0776-20-0645
[E-mail] sansei@pref.fukui.lg.jp
[URL] <http://www.pref.fukui.lg.jp/doc/sansei/kensetsusinbunya-h23.html>

「建設業新分野進出支援補助金」についての補足

1 新分野事業の定義

新分野事業とは、日本標準産業分類（平成19年総務省告示第618号）に掲げる大分類D建設業以外の分類に属する事業（土木建築サービス業に属する事業および風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）の規定に基づく規制の対象とされる事業を除く。）をいいます。

2 補助対象経費について

○補助の対象となる経費は次の通りです。

経費区分	内容
建物修繕費	既存建物の修繕に要する経費
構築物費	構築物の購入、建造、改良、据付、修繕又は借用に要する経費
機械装置費	機械装置の購入、製造、改良、据付、修繕又は借用に要する経費
工具・器具・備品費	工具・器具・備品の購入、据付又は借用に要する経費
原材料費	原材料および副資材等の購入に要する経費
外注加工費	外注加工に要する経費
謝金	講師謝金、専門家謝金
旅費	講師旅費、専門家旅費、従業員旅費
使用料・賃借料	会場借料、借料または損料
需用費	印刷製本費、資料購入費、消耗品費、原稿料、サンプル作成費、事業の一部を委託する経費
役務費	通信運搬費、調査研究費、広告宣伝費、ホームページ作成費、会場整備費

※以下の経費は補助対象外とします。

- ・既存事業との区分が不可能な共通経費
- ・フランチャイズ契約、代理店契約等における保証金、加盟金、契約金等
- ・実際に販売する商品の原材料等、直接売上や利益となるもの
- ・他の国、県、市町の補助金により、補助対象経費となっているもの

3 交付決定までのスケジュール（予定）

- ①募集締切 8月5日（金）（当日必着）
 - ②ヒアリング調査 8月中旬頃
 - ③審査会 8月下旬頃
- なお、審査会は応募企業によるプレゼンテーション形式で行います。
- ④交付決定 9月上旬頃

4 採択件数

- (1) 新分野事業立上げ支援分 1件程度
- (2) 新分野事業定着支援分 3件程度

主な審査項目

- ・事業の新規性、独自性
- ・事業の収益性、実現性
- ・モデル事業としての波及効果
- ・雇用への波及効果 など

5 応募方法

応募様式に従って事業計画書を作成の上、福井県産業労働部経営支援課まで、事前連絡の上、お持ちください。応募様式は、下記Webページからダウンロードできます。

(<http://www.pref.fukui.lg.jp/doc/sansei/kensetsusuinbunya-h23.html>)

※同一年度に、福井県産業労働部および財団法人ふくい産業支援センターが所管する補助金を、重複して採択できません。